



參陽松平御傳記卷第一
目錄
御系圖評論

弘化三年
三月九日
四月廿九日

諸記普通之系圖

人皇五十六代

皇孫部卿

清和天皇

皇孫親王

六孫王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王

皇孫親王



A288
192
1-1



清和帝の徳川四麻源義帝
十世の系譜乃事尊卑中分何とて
しとてと未法和保氏朝用足利支
象の象系支とて諸家系國法記
諸家系とてとてとてとてとて
諸丁よりなり義國の師明の足利
居候し義字の上州は朝田にき
りいりりとて足利の朝田に
与氏澄深し子孫天下とて子孫子

流河一色若河岩河上野七山田

を心とす。先づ其の西氏より出づる所は新田を以て
の所と是利を以て師の乃らと名とす。血統源流由は
服部を以て師の乃らと名とす。血統源流由は
服部を以て師の乃らと名とす。血統源流由は
服部を以て師の乃らと名とす。血統源流由は

梅子のなる年分所法部を以て
新田を以て師の乃らと名とす。血統源流由は
服部を以て師の乃らと名とす。血統源流由は
服部を以て師の乃らと名とす。血統源流由は

後より其の系図は洋多れと云ふも其の系図は
概らして其の系図は洋多れと云ふも其の系図は
概らして其の系図は洋多れと云ふも其の系図は
概らして其の系図は洋多れと云ふも其の系図は

善通(系) 徳川四帝
清和天皇十代 徳川四帝
美教本寸

頼有 徳川四帝
下野守

頼泰 徳川四帝
下野守

女子 岩松五郎重基

政経 下野守

頼尚 高氏

尚氏之十孫未詳教書不見記
尚氏之子孫

新田路四帝三の弟目

頼氏

頼上野國新田莊世良田江
頼上野國新田莊親王
在任上野國世良田故稱
世良田三河守

右兵衛 世良田小次郎遠江守
任上野國世良田

左行義 世良田又次郎修理亮

家氏 世良田

於氏 世良田次郎 任上野國世良田

瀧氏 紅田三郎 美我氏 江田三郎

行兵 任上野國江田
江田十郎輝步御共御歩輔

任上野國新田庄親王
百發功

○成事寺との玉國と撰りて世良田
紅田國は氏より大平元有後の善基播

子上野國世良田世良田の古文伏しり
方、紅田國を多岐をあらはに撰り

稱免系國子編之撰りてあらはに
まのの事作しし之れは採用也

まのの事作しし之れは採用也
まのの事作しし之れは採用也

まのの事作しし之れは採用也
まのの事作しし之れは採用也

まのの事作しし之れは採用也
まのの事作しし之れは採用也

まのの事作しし之れは採用也
まのの事作しし之れは採用也

此

世良田公命と名を因し名を記し
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

多し之をに平國賢操撰りて
多し之をに平國賢操撰りて

家時 世良田又次郎

満兵 世良田三郎

満美我 世良田三郎

政我 世良田右京亮

満秋 世良田三郎

親季 世良田修理亮

有親 世良田左京亮

親氏 君徳河内

以上普通之語記及三河後風上記
外書

新田山之圖

教氏 世良田三郎

侍親 源太

景満 次郎 武備氏

有親 四郎 家氏 新田帝

小童寺内
号林鐘院殿

是系圖者出代備川多田小
童寺也出千世好季書寫之
并

江國と稱し夫分氏より玉七國ハ
れし多由とて有り教氏之曾孫付
とて満美とてし信氏と稱とて
その子孫とてし又ハ氏之文と
その子孫とてし又ハ氏之文と
しとてし又ハ氏之文と

有親は其子とてし又ハ氏之文と
しとてし又ハ氏之文と
多しとてし又ハ氏之文と
の長とてし又ハ氏之文と
人記し又ハ氏之文と
勢ハ其子の政美有親修理亮御事と
記し又ハ氏之文と

号し其曾孫有親右京亮とてし
後に三河守と改めたりと世に記し
之の長多しとてし又ハ氏之文と
其の世良田の世良田の古文状と
ハれし又ハ氏之文と
信氏とてし又ハ氏之文と
其の世良田とてし又ハ氏之文と
又ハ氏之文と
其の世良田とてし又ハ氏之文と
○新田山の國ハ信州多田小童寺が
出たりとてし又ハ氏之文と

世よおとす言ふとらとの杜阿の和事
いつて経派と満と中まの普通通の志國
と無分ねいしとわい人とし多しねさ
去つては好むをえとてとあつた
山南家の子と満と中ま世は經派
いつてとらとら多つて教氏の香家
付は経本と経派と経中と中満氏と中
満と中まとい國と中まの経氏と満氏と
中人多つて子ねと中まの経派と満氏
と子経派と中まと中まと中まとい
中まの経派と中まの中まの経派と

上野國守倉家系圖
以判同書

頼身

世良田三河守
上州世良田領主

教兵

世良田次郎

満身

江田三郎

女子

持親

世良田源太

満氏

世良田源太

親季

世良田源太

政義

世良田藏人

滿秋

世良田三郎

よよの好う 親氏とて 右親の子とて
何よ好うとも好う 親氏とて 系派
松山系とて 系派とて 系派とて
家持とて 親國とて 中まの好うとて
松山系とて 系派とて 系派とて
安國とて 系派とて 親氏とて
松山系とて 系派とて 系派とて
○中まの系派とて 親氏の子
松山系とて 系派とて 系派とて
松山系とて 系派とて 系派とて

夫より古例をも因はの胡族のそをも書きししを来しい
 とむむし概然とて中国族の首とある者其集らぬ
 付く事味まよくとて徳之の所なれば亦た左例の如く
 まて物なくして中上級に成ぜを守し古例と目いよとを
 ともむ程勿れしやのみ書きしを首とて高貴しを平
 丹製るとしては之と削して事進せし御しよとて
 と取らぬ事味も書ては之の如き概然の内よりは之
 種以此概然を理亮の如くわしめし概然の内よりは之
 其事の程似り人々といはしそ首と書ては御しよ
 之中へふる事味も書ては之の如き概然の内よりは之
 法園と巡りしやとては軍卒の如き概然に載せられ

七

多し後世も是を承りたうて人々もは之なり概然の如
 したるべきものありしなりは之なり文白元年に
 十月に叙しふとも同去とせしは同右概然の如く
 月記しを命なり改元徳河毎世なりと記し

捕ら波合記を南朝甲長親王に傳り而しては初めと
 をとり人々の如きは之は河の浪合をて録系死し
 々と 月記しを後尾州法橋の如きに豊康太師の
 旧例の事をも書しは之は之をて録系死し
 たりとては之は之の如きは之は之をて録系死し
 波合酒舟大医流其比人とて悉したるの概然を是とて
 月すさ天德法皇の如きは之を古事記とては之を

十年、稱ぐらゐの
淡らりの

人神志駿府は源氏すしてふとまてすま指と好じふと

治府記年稱あはれとまてすまてふと治府記

山名源のると源氏さやあやういしとふと治府記

長十六年辛未は秋九月十六日治府の討滅す南神

流院梵宗といふ老若末系宗と執し年治府記を年

しは十月の船成程痛疾賢より治家略系宗と屋

二反と治府と執しよりはははははははははははは

豊長紀の終世といふ人といふ事と治府記を十七年

壬子比去二月山名よ於て名譽と御豊長紀御豊同と

行しわす治府記遠去とて同治元年癸丑比去五月九日

年治府記

九

右田梵宗は源氏すしてふとまてすま指と好じふと

治府記年稱あはれとまてすまてふと治府記

山名源のると源氏さやあやういしとふと治府記

長十六年辛未は秋九月十六日治府の討滅す南神

流院梵宗といふ老若末系宗と執し年治府記を年

しは十月の船成程痛疾賢より治家略系宗と屋

二反と治府と執しよりはははははははははははは

豊長紀の終世といふ人といふ事と治府記を十七年

壬子比去二月山名よ於て名譽と御豊長紀御豊同と

行しわす治府記遠去とて同治元年癸丑比去五月九日

年治府記

九

つとむるありし頃よりいふも寛永十年辛巳此去二月
七百河々々々 左宮と下し今いふ向陽中と御宗と也
我ことこれ林氏故令法系後世同委命矣今地院元長
長老深智長老水戸村書生ト出づ的々種山見樹院立證
は七年大僧長石堂の少僧なる其重後小として法家
正系と擇びりふ増智長老寛永九年壬午此去三月十日名也
死去りしを此院の境内に葬り法僧と普庵正意法師と碑表に記
す云々此院の境内に葬り法僧と普庵正意法師と碑表に記
す又擇りて智の寺を屋敷の御直に振さるる月傳と干と云々
わりの寺と云々
大徳寺利坊此法書去るる向如賀寺落と唐井寺角
落と甫寺角落中落と落と家町堅原地元宗貞正落
地行と利と寺に記し日同二十年甲申此去成然と也

法行

庭之上落系老寛永永法家傳と云々これに採りて
戦功亡失し細老精と死れし書に記さるる法家大
以深智と連係しと云々と云々此法家故と云々
園と記す如く寺と云々寺の落と法僧と唐井寺角
落と甫寺角落中落と落と家町堅原地元宗貞正落
地行と利と寺に記し日同二十年甲申此去成然と也
神恩と記し法家と云々此法家傳と云々これに採りて
成於と甫寺角落中落と落と家町堅原地元宗貞正落
地行と利と寺に記し日同二十年甲申此去成然と也
人正と記す如く寺と云々寺の落と法僧と唐井寺角
落と甫寺角落中落と落と家町堅原地元宗貞正落
地行と利と寺に記し日同二十年甲申此去成然と也
也君美と落瑞活と云々此法家傳と云々これに採りて

水漢七書稿と在後見せしむるの旨内を丸山与入の
 章政の家譜より採りて家系内年々浪人苦の因に帝
 法情左筋に改む流家のみ世系を伝記し改遷流家系
 譜凡右名信巻と考し町まの古国細りも六月に就し
 たり白浪若干とむりて後由村平高教を氏純
 編年集或九指を家系と輯録し在在の納むむとく
 分とをせし乃切著しとるまこととあるす

○之の地之の流風之記徳川徳代記中右曰る流記記松平
 治運流子と載るる流氏の子と有亮治を父子経理亮
 經平とす右有亮有親を子松平を希全と親氏と記するは
 諸録普通御系家系略上の圖の如きと撰りて流氏の曾孫と

満氏 世良田孫三郎 右京亮
 政長河孫

親 修理亮
 有親 右京亮

生上列世良田

為足利家去不國上列爲
 南朝其後流浪而乃藤沢
 遊行上人等附子利髮而
 政長河孫從子遊行大諸國
 遊行其履末子三加酒井忠深
 戸家領井五郎左衛門家於建
 羅病於酒井氏許而病不愈
 死矣年月不知

徳河孫 政松平太師立門

親氏

生上列世良田
入有親同方遊行上人之弟十

之流一親事と改まらるるに去りたる
 抄にさして是之の功あり若し親
 事ハ流氏を留りして改まらるるに
 ぞとて系列は流りたる後有流は流
 りたる親事と有亮親とありて此流
 有親と流氏の流記は流氏との弟
 子とあり利髮し甚河孫を流法出巡り
 のつら之の由とす酒井氏の許に
 病死せりとあるを全抄と知は不
 審の流流印し
 此の家の子は此の流記にあり

而後據父長而休病而止酒升
五席左衛門許長而休卒去後
力酒升其情取其女產男
稱之酒升子四席親重其妻死
後為松平邑卿士松平大府左內
信室和身養子嗣其家督改松
平太府左內首年四月于百平
去法名芳樹後殿淺山德翁或
曰永享年中上別退玄木十三
別是為上校禪秀之別也云云

泰親

松平太府左內

母松平大府左衛門信室女
生三洲松平邑
文明四年壬辰九月三日卒
花年十三洲本松山高月院法
名良輝院殿松平岸祐金
大禪定門

信廣

松平太府左內

志多くは後とそよりじてとるの
書籍の来りたるを以ていふは
流地海のちりり今も流地海
合するしおしまい一かこの比より
ら親と志す事阿ることし然若
重夫と名を皆成つとわく世智と祥
しうちんと敵の力に澄彦しそ其の
重如市知親ふふ多々も也成つ
我地と志するも老方年依り
らゆ年老し其後親を感お酒賢
中屋の康より名とりつて之流

長享二年戊申七月廿日卒
春秋九十二葬于三洲岩津信
光明寺法名崇岳院殿日室
信光大居士

益親

孫次郎 遠江守

法名道受或道慶

家久

助三郎 出雲守

家弘

助四郎 飛前守

久親

久五郎 備中守

親忠

與五郎 右京亮

御兄弟教輩四十八人有之
云此誤未記其論

頃之紀純門智代地と之言と云
南朝子属し理處の後世の一人の
子となりし親と子と誤りし
いし重承享年中上校禪秀の礼
いし親争事親和國上州と理處
いしと云作之の老方と云ふのなり
永享比此親氏志三洲と事なり
いしし子孫進比代較と國と事
略と云ふに列し松らふ事なり
ハ此子と云は風を記し後より之の記
異考之の事記之の物語用業之の

元治三年軍記考略巻陸河磨代記
 信重記松平記事御本系國徳川
 系國志を平均記松平治運源皆
 畧圖ありてその事多し
 之れもその所縁三州城塞と見え
 誤りありて其別記下家も玉座に下
 一せりといふ事ありたり活本巡りし終
 之より於て死をとりて年月とありし終と
 ありとのありて其親氏も湯丹の節
 左の婿となり男子と儲けを湯丹
 継を節とせし後より湯丹親をといふ

此節をどうくわ事なる事ありぬとく
 傳して知ぬれは是れ知らく松平村
 の名長松平よりなる法事といふあり
 し。連考をたしむると得するの故
 なく親氏君と元來風流の雅歎あり
 かつあり毎座を席あり松平信重
 とも凡ゆるりといひて湯丹の娘を
 の後子をすす智氏の子なり松平信重
 夫が松平村よりなりしなり松平と
 ありて松平と命たり親氏と稱しありや
 傳りたる所のさうひ村といふ事なり幅を尋ね湯丹村といふ

此連歟とのときも、少名男實之別は取入しと文也え
 本と此に流風と記しぬと云ふの云ふ水田と
 記すも枉有し或は云く此も男實之別は取入りしを
 と云ふ流しとして描ふべしと云ふ事描すは流を
 くの文の年中未長等の以今所記也と別は取入りし
 べしと云ふべしは是等と混へらうべし流を記す
 べしと云ふ事流を記すは是等の輪と記す事なり
 と云ふ事流を記すは是等の流と記す事なり
 是より流を記すは是等の流と記す事なり
 是より流を記すは是等の流と記す事なり
 是より流を記すは是等の流と記す事なり

幼徳の家の節目と云ふ者此と稱し或は京上此等の社の
 ありて此の松平村と稱し松平と稱すことなり是も此の
 幼徳は流しして幼徳の家と稱し今之流し流すと云ふ
 親氏君の幼徳君を命に馬養親文の九年九月一日逝云と別
 言月院と稱し長澤院殿秀房祐金大禪定といふ事なり
 養親君の幼徳君を命に馬養親文の九年九月一日逝云と別
 言竹下式法進光と云ふ事なり松平和泉と改め奉る事
 六年と云ふ額同郡の二様と追記せし流しを徳威統として
 近傍の曾士と云くは養親と云ふ事なり母澤の流と云ふ事なり
 此れも揚もも長享二年の申七月二十日長秋平蔵と
 逝云と別記の流と云ふ事なり流と云ふ事なり流と云ふ事なり

此圖を貞享三年此秋之傳の妙心寺十二世深空山領雲而分
 如九
 諸記普通御系圖
 以前略
 信光松平孫太郎 和泉守

五条坊門猪猡

五条坊門猪猡田福寺住僧
 比五宗宗并
 比五專記
 比五海然
 比五性忠
 佛所式部法眼
 比五宗宗并
 比五專記
 比五海然
 比五性忠
 佛所式部法眼
 比五宗宗并
 比五專記
 比五海然
 比五性忠
 佛所式部法眼

妙心院殿前右少丞朝議大夫考仲祥公禪定 比五性説
 蓮然金公禪門 衆一禪尼 如茂朝臣益親

此圖を貞享三年此秋之傳の妙心寺十二世深空山領雲而分
 如九

諸記普通御系圖
 以前略
 信光松平孫太郎 和泉守

親則

源生節

備中守

長澤祖

守家

崇次節

左京亮

御系譜

竹谷祖

親忠

崇次節

右京亮

明應九年庚申八月十日逝去
葬于三河大樹寺
法諱松安度殿大御西亮

昌親

安穩寺侍者

興嗣

右木節

右原守

光室

小五節

紀伊守

西鄉彈正左衛門頼嗣養長子

光英

八節左馬

是七節と云ふ者子孫て中々信光也
此子の母は信光の長女なりと撰来道
云々去知孫より道公より信光入身
下上は此信光君の公達河守也
云々知れぬは是れ信光の孫なりと云
婦なりと云ふは是れ信光の孫なりと云
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
興嗣は切長の子なりと云ふは是れ信光の孫なり
嫡子なりと云ふは是れ信光の孫なりと云
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり

二五

元芳

北三節

北三節

元親

北三節

北三節

家勝

北三節

北三節

親正

修理

修理

女子

田原孫四郎妻

田原孫四郎妻

元芳の母は信光の長女なりと撰来道
云々去知孫より道公より信光入身
下上は此信光君の公達河守也
云々知れぬは是れ信光の孫なりと云
婦なりと云ふは是れ信光の孫なりと云
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
興嗣は切長の子なりと云ふは是れ信光の孫なり
嫡子なりと云ふは是れ信光の孫なりと云
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり
云々是れ信光の孫なりと云ふは是れ信光の孫なり

事とあり普通の上も免れず家傳と佐光を以て其の孫とす家傳と家傳と
此條より上ありと云々佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光を以て此の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の

梅は小僧等小僧と西に遊乞の長を以て佐光と名付大僧
入常蓮と云ふ名ありてこれ佐光の孫なり佐光の孫なり

佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の

梅は佐光を以て小僧と名付て佐光の孫とす佐光の孫とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の
佐光の孫とす佐光の孫とありしより分る家傳と家傳とありと云々の

- 一 細田を左様にお尋ねしては公い
- 一 日様は右の如くお尋ねしては公い
- 一 右の如くお尋ねしては公い
- 一 一周年とて御写
- 一 才二子様七日は御写又右一様お尋ねしては公い
- 一 御写は右の如くお尋ねしては公い
- 一 御写は右の如くお尋ねしては公い
- 一 御写は右の如くお尋ねしては公い
- 一 御写は右の如くお尋ねしては公い

- 一 大御所の御事とて一切の御事お尋ねしては公い
- 一 西大御所の御事とて一切の御事お尋ねしては公い
- 一 御事お尋ねしては公い
- 一 御事お尋ねしては公い

明治十年六月廿日

以外親戚の御事お尋ねしては公い
 の御事お尋ねしては公い
 の御事お尋ねしては公い

梅之普通の記録は親忠君の所題九年庚申八月十日逝と
 と此と異を以て之を好む事人樹多のありて左記文にて
 以逝去の年月日乃は撰分と名りし時正十年庚申八月
 十日と云ふ事は以て以て遺書と稱するに由縁也と親忠
 君の所題とあり 然忠君の所題とありを以て是の所
 謂より云ふこととするに由る 此親忠君は其年分起程より
 下迄是の所題に於て其の所題と名りしと云ふことより
 此は是の所題の所題より此を以て云ふ事

親忠君の逝を以て依て大樹より梅樹のれと述する事同

大樹守定之事
 梅樹

二人

一 於高年中撰稿之事

一 竹末氏取之事

一 對流坑被誅之事

右於省の者輩を以て如羅科の高守之事

西忠君の碑の上を以て自爲の撰と爲す事其の爲るは

人故て致勢を以て也仍也併

次才同

丸根貞池の家持

田中孫也而 家光

上東正也の支親堅

家康孫 大光の

岩村大樹入常蓮

岩津赤丸布長袴
 岩津海色布長袴
 岩津八布布親袴
 岩津白馬名親袴
 長袴七布親袴
 形原丸布藍負光
 板内七布進右高
 竹云地七布素履
 墨袴六布之親
 細川八布親世
 岩津赤丸布長袴

二六

古く連名の事ありし一門ありと見えたり

普通御系図

以前異

長親

信忠

名人

三州大濱岡居

享保四年辛卯七月廿七日

於大濱功進玄菟大樹寺

法名安福茂慶奉孝道忠

親成四

福至祖

信定 内膳正

様丹祖

兼春 且忠布

東條祖

三州大濱海郡青野傳

利長 彦四郎

藤井祖

○長親は此の婿信忠の布と稱
 右を以て又名人と号しり法布布
 又此の安福の家督と傳せられし
 水白と米入水のちのちの洋袴とす
 此の家督は是より今迄分らん水
 白と米入水ありし水白の家督と
 傳せり
 此の家督は是より今迄分らん水
 白と米入水ありし水白の家督と
 傳せり

清康 竹千代次郎三郎

大永年中 移三河額田郡

天文四年 移三河額田郡

刀平山陣 所而たぬ鉄砲

信春 老人 末祖

康存 十郎三郎 清忠

領三河大年中 半法名

女子

女子

女子

女子

廣忠 國崎之部次郎三郎

母直木肌 薩守貞 景宗女

大永六年 丙戌四月十六日

信康 源次郎

成興 三河御洋大恩寺

女子 移十大樹寺

女子 松平源次郎 景勝妻

女子

東照宮 德一位大政大臣

御母水野齋門大夫忠政

忠政 松平右京

世家十卷抄林尼

此切弱ふとも英雄まよしく國を

とも切さるるも英皇まよしく

の家督を傳したる家後多る今

之家の年侯 秀進おほく御成

信右衛門の名跡はる是より

若忠と斗りたりし大層に控へ

此年卯の七月二十七日に

之く 三河清康記に大永年中

命は信右衛門に多くかへ

用ひしは信右衛門に

信右衛門の自次と名を

之十二と是より信忠君乃

はるまはと五郎後内孫に

舟を依り信忠と名を

を政にすめ御海軍師の

信右衛門信忠を依り

或は信忠を依り

子ありし 信忠君の

信忠君を偏りし

を以て是は信忠君

此と信忠君を依り

信忠君と稱し

女子 松平源七郎康忠室 与徳にられ大正元年十二月尾川のみり

女子 母家女房平康助之由女 与徳にられ大正元年十二月尾川のみり

女子 荒川甲斐守頼持室 与徳にられ大正元年十二月尾川のみり

女子 同井紀伊守重之室 与徳にられ大正元年十二月尾川のみり

女子 母戸田守正康元女 与徳にられ大正元年十二月尾川のみり

法康公の正房 康忠の正室松平源七郎康忠の正室と稱す

多しと云ふ松平源七郎康忠と云ふ西洋の城の如きと云ふ

と云ふ所より又九年康忠の六月の西洋の城まで討死す

揚子西洋の如き松平源七郎康忠の正室と云ふ

と云ふ所より又九年康忠の六月の西洋の城まで討死す

弱と云ふ所より又九年康忠の六月の西洋の城まで討死す

は身給十女と云ふと稱すりりと云ふしと云ふ所也

取つて法に之別は母の人恩と云ふと云ふ所也

一母と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

法に云はれ見如と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

法に云はれ見如と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

康忠の正室と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

康忠の正室と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

康忠の正室と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

康忠の正室と云ふ所也松平源七郎康忠の正室と云ふ

卷河記 酒井河内守傳書

卷河記 松平左衛門傳書

三河軍記卷

三河軍記

三河軍代記

大坂與本館傳書 卷之五 卷之六

三河墳墓記

三河平治記

中古日本治記池川記

東照軍機

泚原記

東遷是業

卷河記

卷河記

三河物語

東葉安三河物語

三河城量地理志

創業記 北列傳勇作の中

三河開運祿

三河實生松

三河實生松

三河實生松

三河實生松

村越傳記

松原記事

固部古記

御年譜

尾張守長尾傳

本間左入道書

卷之七

尾張守長尾傳

武治編年集成

御書家御感書

東照宮年譜畧

寛永永長園傳 寛永永長園傳

三河公書代記

改運祿傳 上卷傳書

浪合記 五野屋名作

御書家系圖

御傳記

大須賀記 延川傳記

本朝法士傳 後羽伝書述

武德大成記 貞享年傳

三河記中橋

本居日記

卷河傳

参河記異考

三河御代略記

参陽志

中興源記

三河二家山松

御在族記

平巻 著

大樹寺記

御代考

藩翰譜 正徳撰

長樂寺古又伏 世良田長樂寺

矢野河重源 三河代約法刀氏撰

参陽松平御傳記卷才一紙

二〇四

参陽松平御傳記

頼義朝臣傳

○後和天皇才之六才子貞純親王の京極世園子在居と
 らけり。皇子世園の親王とリケリ。皇孫白河とあり。是れ才
 貞純親王の子と経基と稱し。六孫王の才之六才子の子の
 孫とあり。形も経基とあり。あり。才家の家に入つた。深
 を才之皇と後世に傳和深氏と云。経基乃子と傳仲と云
 経基乃子と云。名も才之傳仲の才之在任なり。と云。以
 世に才之傳仲と稱す。傳仲とあり。在任なり。佐してを
 打階堂領あり。老長子乃い入任と稱り。才之嫡男。經基太
 傳仲才之受領し。武能の才之才之世に才之也。才之の才之

少くとも朝廷の司と捕をこころしんば既に送すて許恩
一任にありむるに相なりけりて其の故を任しむるに成
とて付しむるは固内既陸糧食後とて大衆一ふり那
たらすら固之より不謀とむすの乃則事と送す大兵六年
秋九月固解とより其付と謀成とよりとて臣金
のめ付下も所自宜とてし其の地の信固に送すを言すと
固とてしむるにわいて龍をにま言志守利之部の妻人と
合とて其信は為忠とて自らとてを言しわ付し後不許付と
保とて守らるるに往く利害と保は成式とてその為忠成
とて付しこれと嶮道よりたらんは師ありて其の保を言す
其の海の相はありて死するに保を言す其の保は成式とて
其の保は成式とて死するに保を言す其の保は成式とて

とて

物ありて法国の去とて謝し加保とて保を言す其の保と
保とて保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す
同年の去とて保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す
と保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
の保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
艱難ことと保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す
己に保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
の保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
先任保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と
保を言す其の保とて保を言す其の保とて保を言す其の保と

生捕り多うて殊にうら和丸力居たまふ。銭死し為末の成程
に候へば、我の軍修けしは、我の自にまの生死をわかれ方ぬ死
と申す。死の靈と吊らん。此等と申して、後程に、まのす
と居たは、いし候ふ程、まの増し討ちられ、我のいのれて、出府し
之うきと、我の軍中、出候。我のい、出候。まの、人、分、了、驛、曾、り、て
く、我、不、難、ふ、これと、招き、我、所、に、い、じ、ひ、り、して、馬、倒、れ、城、の
る、に、橋、より、う、た、り、と、之、も、固、外、に、諸、が、増、分、じ、ふ、者、を
り、と、増、り、固、ま、有、玉、解、白、法、水、の、ま、限、者、ま、を、了、者、す、也、
名、ふ、あ、り、と、之、も、未、だ、是、も、一、馬、出、の、人、氏、ま、り、地、部、に、越、へ
と、復、し、候、う、と、候、ら、お、相、を、深、程、居、兼、長、と、し、我、越、の、い、や
我、許、と、り、や、ら、い、あ、り、人、ふ、あ、り、討、殺、と、逐、ん、と、ま、り、と、ま

旅、く、相、取、兼、長、程、居、の、任、と、や、り、て、深、程、程、居、齊、程、と、り、い、て
お、相、を、と、り、と、し、固、ま、任、と、程、居、ま、の、首、と、つ、之、も、齋、程、不、次
の、思、案、と、程、り、あ、り、今、く、我、城、の、心、に、於、し、法、水、軍、之、ま、限、者、を
兼、長、の、い、れ、と、も、我、程、居、り、て、あ、り、事、程、と、し、固、ま、任、者、と、り、法、程、
程、居、し、人、氏、と、い、い、す、は、法、程、程、居、の、の、事、ま、と、申、し、之、程、の、國、と
お、い、は、と、法、水、の、程、ら、友、地、と、あ、り、ま、さ、い、あ、り、向、自、身、と、目、力
一、向、身、と、目、力、と、申、す、也、
自、身、程、居、は、我、の、程、居、り、と、申、す、也、と、申、す、也、
自、身、と、申、す、也、と、申、す、也、と、申、す、也、
是、と、判、り、事、程、居、り、して、つ、に、目、力、と、申、す、也、
之、程、居、の、ま、入、我、程、を、身、我、の、ま、入、程、居、ま、の、程、居、り、と、申、す、也、
光、程、居、り、程、居、り、し、つ、と、申、す、也、と、申、す、也、
光、程、居、り、の、ま、あ、い、は、法、し、原、年、六、年、に、法、程、居、任、程、の、ま、と、り

通夜積り臥著し夫を動かさずして破れ居る
我々の名は百人と名乗るに数ある事ありしを
入る屋敷と毀ら遂に城下りつと又人無き草
屋の積りては旋く毀運ひ折つむるありし
我々の下り下り遂に城を破りて之を
いづくにわたりて一次飛泉を度耐まは
て風を居るを怖くゆてまはに悟風と
わいせ吹き
付果風忽ち信煙輪飛りしは是かえ
矢柵の西橋ははしりて是かえ
羽ははく樓櫓を合付大はく城の
守廿餘十人同音

悲しげ城を潰れり或は身を吹流し投し
前とてありたりし左軍水と流りて
此水の名は百人左軍と流つるに
向川と曰ふと流るる城の
城を打ちかたし我れは左軍
悉く殺しにわが城は左軍
城の是地を破りて中を破
め加へて殺せしは運を
力と力とありしは折る
うんを殺してわが城

んぬ合然の没^せ家甲士と村がとて皆あてして死に後
 引家奴に流つ回僕居のら流がとてりみんと款見いん
 家奴云若しこてよ於て民の堅甲之類とてききてこれと
 樹の枝とを家奴して交發しむ甲とを願費く民の
 小いよばるこ回是神廟の聖化ありき凡人の信り如ふらん
 や道つうあすば伏ともう事明のわく多し一に徳経
 常路村又をえんにつく同六年二月十二日自は徳経を
 引う首之儀と称とせが先首と称とも使とも負任う後
 の後人振を中と稱と使とのくゆ小私よ月かり
 根やんまともいしこれと依るに擔丈儀と却てこれと
 依る流とすれり写明して云去と為生の附これと依る

ころ天北かし山を去り流つて掃とてよく赤くもけ髪と依る事
 と切んやと悲喜ししきいば衆人皆流と流に權大と
 之しと家の人と感とてむらんむらりあり同歩あり御自の
 乃懲切と矣し類全流後折して正正下下伊豫ととい
 元徳四年下秀夫とて於て負任の合然九年の男れ首と
 斬る事一万余人畜を屏身一堂と細これと理む事と
 達して年四争と号し相別縁 承安六年流つて細川
 冷泉院元年承安六年下始つて同院卒承安四年わさし
 下と十二年と流し秀明とて流つた年の合然とて是年
 細川之卒は流つた乃れ負任の合然九九年は類と又久し
 秀明とて流し事と遂に相款と年を争切英火成

親と室を以て死せし東八ヶ岳に下り居し母と之に
係家清代に被及らる付起る如儀出陣去り親を室系
下向の村の左如形に墮つ是は情なき程なるに水と病
汚しりふ事判と

親家の病室を親家と暦二年四月廿八日未明に病
結了於て逝せ室系不効死と号し後此後を以て女寛徳
二年正月十日乙未水北橋女の法僧とて首領是か以情
大節と稱す室切法に死す親家の遺言に如く此節は
要儀に任し後女下り親せりて其後何日迄も親
之節を是を受領して去河所兄弟系親と云はる事判と
室切と室系法に刑の怖又甲斐と云はる甲斐又の由判

古後破れ住せりて室系は親を伊豫とて移す伊豫の由に
下向し此の後河生親家又親智の親傳の息女の嫁に女
せりて伊予指物親法移すを以て親家の産む如儀と云
伊予河内親法長と稱し或は白蓮庵と改む義家同母の
女子二人出羽と云跡未詳し出羽の貞弘の母なり今入
屋此の産東時房の妻と云はる親家を室判下向の附族が常
に致祥の娘と云せりて法に海江小を所成親の妻と云
承判の圖に記せ

義家傳

義家少年より力人となれりて子達は父程を承奉る年
室判下向の附族は手付十三歳未長今年親を女法貞住

と成り利ありしつとて後と居貞任から大共のいし中家
家子附二十歳法号と成り欲とありて矢由り之力の
北よりなりし又を力とたて銭不を物とてとてなりけり
丈雪威阿とて神の如く俄に山に降りて木村しりて佛
を降と号するも室子とて物とてこれと感て概と家
いしみとありぬる事とありてなりて國府に歸り
康平七年五月州辭繼して概と同一く之信前家と
なりて康平六年二月廿五日法名下と叙しおねと位に
在りて康平四年八月名とありけりて之
は之とありて又及してその途とつて其後とあり
又之に物と居人言其武信康平の毎の所とありて之

三ノ

信康武信の孫吉郷信康の孫の附十とて感とれ大けり
力と秀武と家人のとありて秀武の子とありて
おねとありて其後在りて吉郷とれとありて其後とあり
秀武信とて其後在りて吉郷とれとありて其後とあり
日とて吉郷家郷とて又とありて其後とありて其後とあり
叔して吉郷とて人といひて其後とありて其後とあり
四年年 隆とありて其後とありて其後とありて其後とあり
三心して其後と厚郷長慈とありて其後とありて其後とあり
家郷とれとすして其後とありて其後とありて其後とあり
之付其家の席木とて其後とありて其後とありて其後とあり
謙次兼を皆留りて其後とありて其後とありて其後とあり

定む暇は秀吉にても徳の病に付は合意成り
中てさくすく城とあり程増まししは家臣同之し是れ
一て城とぞく武衛の病に付は中て向く忠次と云はり
武衛はと云家の病に付は中て向く忠次と云はり
斯くは公の病に付は一人とありて向く忠次と云はり
やと云家臣活して主人と擇り忠次に合人鬼成り
力のまづれとありて戦ひしむす何れに鬼成り
まづは忠次命とありて向く忠次と云はり
味方なりし程多のまづは忠次と云はり
別は命に付は徳の病に付は向く忠次と云はり
言ひあわまの病に付は向く忠次と云はり

に

うやま性は頭の前の中りて在るを射ぬれは
さくすく城とあり程増まししは家臣同之し是れ
一て城とぞく武衛の病に付は中て向く忠次と云はり
武衛はと云家の病に付は中て向く忠次と云はり
斯くは公の病に付は一人とありて向く忠次と云はり
やと云家臣活して主人と擇り忠次に合人鬼成り
力のまづれとありて戦ひしむす何れに鬼成り
まづは忠次命とありて向く忠次と云はり
味方なりし程多のまづは忠次と云はり
別は命に付は徳の病に付は向く忠次と云はり
言ひあわまの病に付は向く忠次と云はり

入るは美敷前て城へ入れば入るといふ事ありし城へ入
 しむ事ありし比りあそびに城のつらさうなりては力計と中
 には何れもいふ城の戸とありて中を一人と入りて城は
 本より東方にありし美敷はついで助家の口と名に中にもあり
 是とて返りし河原のつらさうなりて城の中へ
 及ぶと城戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 の事尋ねし中を一人と入りて城は
 ちかとの下へ城は入るべしといふ事ありし城へ入
 屋人と村に申しこれより城へ入るべしといふ事ありし城へ入
 寛政六年十一月武衛家御書をくむて同き言の状

ついそ屋をいふ中放ちして堀の中にあたりて北より南へ
 とくあり武衛の城内の北にありし城のつらさうなりては力計と中
 おりて城の戸とありて中を一人と入りて城は
 の遠いといふとありて城のつらさうなりては力計と中
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 わりし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は
 ありし城の戸とありて中を一人と入りて城は

居ると何ふ家家の後と云ふも又何と云ふも此の邊を御家
及この結に事らうとをいふ事に居らうと云ふも又何と云ふも
不潔穢のれれうと云ふてと云ふも盜賊八つと云ふも
さしと刀と使してと云ふも家比威うこれしと云ふも
載る事多し

人物丈 義家為人有勇力怒則頭髮上指目眦盡赤且又
昔騎射

輒義義家之傳東齊之隨筆亦同矣

義家二男

義國傳記未詳如千系因

徳川系因曰義國撰禮義八百威儀三千以定武家法式

四七

義國嫡男

義重傳記無之以正文書記焉

左衛門督 家政所下 上野國新田

御庄官等

補任下司職

源義重

右人依為地主 補任下司職如件

御庄官等宜兼知依件用之敢

不可違共故下

保元二年三月八日

安土宮内録菅野

合則中勢録山

病

別當散位三善朝臣

良

散位紀朝臣

良

散位中原朝臣

大監物藤原朝臣

良

散位藤原朝臣

良

明法博士中原朝臣

やまのふんのかみはるをそれつか
しきりてせうたうたむらか足虎也
志のむかひせんのかんありて并
さうけあえうすこはむゆね
水りしるるさうさこのまのあ
とを志すまよゆりりには

にあふ年六月廿

原

下
4

こあまのわれとらいわこせのりのり
をふかにはれみさうハゆをうらあ
りのりらこちんをふかよある

うすす水がさうてしこかんとして
らいわることせんかりたふれわらふ
りかゝかふろかあるくすこかんの
つて
おれはうにさかみ志もふれんねらち
うかかこをみと一きりりてのけり
ちた女はきこうけいよの志といま
かみをけり志も印のけりささす
ふきとこやきぬまのこのかき
きこいよゆりしをたのまだけ

早

あるうすあれうひ

仁あこ年とい月



参陽松平御傳記卷第二終

五
五
五

愛 知 県



1101534696

288

92

1-1